

素案から案への主な変更点

備考欄の凡例 「 」:区民の意見等を踏まえ変更したもの

案の頁	変更箇所	変更追加等の内容	備考	本資料の頁
1	共-37	防災共通編 第2部責務と体制 第1章基本的責務と役割 第3節 「常に災害に対する備えを怠らないようにして、住居や敷地の安全性を確保します。」を 「常に災害に対する備えを怠らないようにして、 <u>自宅の耐震化、家具等の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止など</u> 住居や敷地の安全性の確保に努めます。」に修正		2
	共-132	防災共通編 第3部基本的な対策 第2章災害に強い安全・安心なまちづくり 第1節第2款 「ブロック塀」を 「ブロック塀等」に修正		3
3	本-21	防災本編 第2章医療救護等対策 第1節第2款 「災害時医療機関（ <u>22</u> 医療機関）」を 「災害時医療機関（ <u>23</u> 医療機関）」に修正		4
	本-22	第1節第2款 「 <u>12</u> 桜台病院（豊玉南一丁目20番15号）」を追記		5
5	本-71	防災本編 第5章被災者・避難者対策 第3節第2款 避難行動のフローチャートに 「 <u>避難拠点は居住地による指定はありません。また、近隣区市の避難所を利用することも可能です。</u> 」を追記		6
	本-89	第3節第2款 福祉避難所について 「令和2年10月1日現在：41か所」を 「令和2年12月1日現在：42か所」に修正		7
7	本-115 ~116	第8節第3款 5か所の一時滞在施設を追記 「 <u>トヨタ・リテイ東京株式会社 練馬北町店</u> <u>トヨタ・リテイ東京株式会社 谷原目白通り店</u> <u>トヨタ・リテイ東京株式会社 練馬貫井店</u> <u>トヨタ・リテイ東京株式会社 練馬関町店</u> <u>トヨタ・リテイ東京株式会社 豊玉環七通り店</u> 」		8~9
8	風-9	風水害等編 第3章情報収集・伝達 第1節第2款 「 <u>令和2年11月に旭町地区の一部の土砂災害警戒区域1箇所、土砂災害特別警戒区域1箇所が斜面对策工事（特定開発行為）により指定要件が消失したため、指定解除されました。</u> 」を追記		10
		第1節第2款 「令和2年4月1日現在、区内では16箇所の土砂災害警戒区域、12箇所の土砂災害特別警戒区域が」を 「令和3年3月1日現在、区内では15箇所の土砂災害警戒区域、11箇所の土砂災害特別警戒区域」に修正		
10	風-60 ~61	風水害等編 第7章被災者・避難者対策 第2節第3款 避難所の感染症対策について、防災本編第5章被災者・避難者対策の内容と整合性がとれるように修正		11~12

第1章 基本的責務と役割

第1節 区・区民・事業者の責務

第1款 基本的な考え方

災害から一人でも多くの区民の生命と財産を守るためには、自助・共助の理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図っていくことが欠かせません。

そこで、区は、区民との協働の体制づくりに努めるとともに、事業者や防災関係機関との連携により災害対策を行います。

第2款 区の責務

- 1 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体および財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建および安定ならびに地域の復興を図るため、最大の努力を払います。
- 2 区長は、災害時における避難ならびに救出・救助を円滑に行うため必要な体制の整備に努めます。
- 3 区職員は、区民の生命・財産を守ることは自らの職務と認識し、日頃から災害が発生した場合の役割と果たすべき職責の自覚を持ちます。

第3款 区民の責務

- 1 「自らの身の安全は自らが守る」という自助の理念は防災の基本であり、区民はこの観点で日頃から自主的に災害に備えるとともに、区や防災機関が行う防災活動と連携・協力するよう努めます。
- 2 「自らのまちを自ら守る」という共助の意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加して、大きな災害が発生した際には、相互に協力して助け合います。
- 3 常に災害に対する備えを怠らないようにして、自宅の耐震化、家具等の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止など住居や敷地の安全性を確保しに努めます。
- 4 非常時に備え、水や食料等は、最低3日分、可能な限り1週間分程度の備蓄を進めます。
- 5 自らの居住する地域において、被災者の救援、避難拠点での活動、その他救護を必要とする人々への支援に取り組みます。

避難場所として指定される都立公園は、機能の確保と安全性の向上のために必要な整備の促進を、今後も必要に応じ東京都へ要請します。

道路等の緑化

道路空間と植栽の相乗効果による延焼遮断帯として、また安全な避難を確保するため、道路の緑化を進めます。

また、ブロック塀等の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進します。

なお、練馬区緊急道路障害物除去路線については、生け垣の助成を拡大します。

公共施設の緑化

避難拠点等を延焼火災から守るため、区は率先して区立小中学校やその他の施設のみどりを適切に管理するとともに緑化を推進します。

農地の保全

都市農地は、災害時の延焼防止空間として、また震災時における避難場所、生鮮野菜の供給など様々な防災機能があります。このように、農地は、農作物を供給する役割に加え、都市における防災的な役割を持つ貴重な都市空間です。

このため、保全する農地を生産緑地地区に指定し、都市計画として計画的に保全するとともに農業振興策を推進し、みどりの確保と貴重な都市空間の保全に努めます。

令和2年農地面積：193.71ha（うち生産緑地面積 175.54ha）

農地面積は、令和元年10月17日付31練税評第127号「区内農地面積に係る情報について（回答）」、生産緑地面積は、令和元年11月19日練馬区告示第330号（生産緑地地区の都市計画変更）によります。

第3款 道路整備計画【都市整備部、土木部】

1 都市計画道路

災害時における消防活動の円滑な遂行と、避難拠点または避難場所への安全な通行、救援物資の輸送および延焼遮断帯として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を推進します。

事業計画：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」
東京都施行 練馬区施行

路線名	区 間	延長 m	路線名	区 間	延長 m
放射 35号線	環状7号～放射36号	2,780	補助 132号線	石神井町五丁目（豊島橋交差点～石神井公園前交差点）	300
外環の2	放射6号～石神井町八丁目（前原	3,340	補助 135号線	補助230号付近	460

災害時医療機関の活動

病院をはじめ区内の医療機関には多くの傷病者が押し寄せることが考えられます。そこで、災害拠点病院をはじめとした区内の災害時医療機関等が傷病者の症状の程度に応じた治療を担います。

【災害時医療機関】

名称	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害医療支援医療機関	主に専門医療および慢性疾患への対応を行うとともに、軽症者の応急処置を行う医療機関 重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
専門医療拠点病院	専門医療が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）への対応等を行う医療機関

【災害時医療機関(2223医療機関)】

区分		医療機関名	対応区分
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院(高野台三丁目1番10号)	主に重症者
	2	練馬光が丘病院(光が丘二丁目11番1号)	
災害拠点連携医療機関	1	練馬総合病院(旭丘一丁目24番1号)	主に中等症者
	2	浩生会スズキ病院(栄町7番1号)	
	3	大泉生協病院(東大泉六丁目3番3号)	
	4	川満外科(東大泉六丁目34番46号)	
	5	田中脳神経外科病院(関町南三丁目9番23号)	
	6	辻内科循環器科歯科クリニック(大泉学園町八丁目24番25号)	

災害 医療 支援 医療 機関	1	島村記念病院(関町北二丁目4番1号)	主に軽症 者
	2	保谷医院(南大泉四丁目50番15号)	
	3	東大泉病院(東大泉七丁目36番10号)	
	4	関町病院(関町北一丁目6番19号)	
	5	練馬さくら病院(北町三丁目7番19号)	
	6	慈雲堂病院(関町南四丁目14番53号)	
	7	陽和病院(大泉町二丁目17番1号)	
	8	豊島園大腸肛門科(春日町四丁目6番14号)	
	9	阿部クリニック(桜台二丁目1番7号)	
	10	練馬駅リハビリテーション病院(練馬一丁目17番1号)	
	11	ねりま健育会病院(大泉学園町七丁目3番28号)	
	12	<u>桜台病院(豊玉南一丁目20番15号)</u>	
専門 医療 拠点 病院	1	久保田産婦人科病院(東大泉三丁目29番10号)	産科
	2	大泉病院(大泉学園町六丁目9番1号)	精神
	3	東海病院(中村北二丁目10番11号)	透析

医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

医療情報の収集と医療救護方針の策定

ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から、防災無線や広域災害救急医療情報システム(EMIS)等を活用して情報を収集・集約し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況を把握します。

イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部については、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部からの要請に基づき報告を行います。

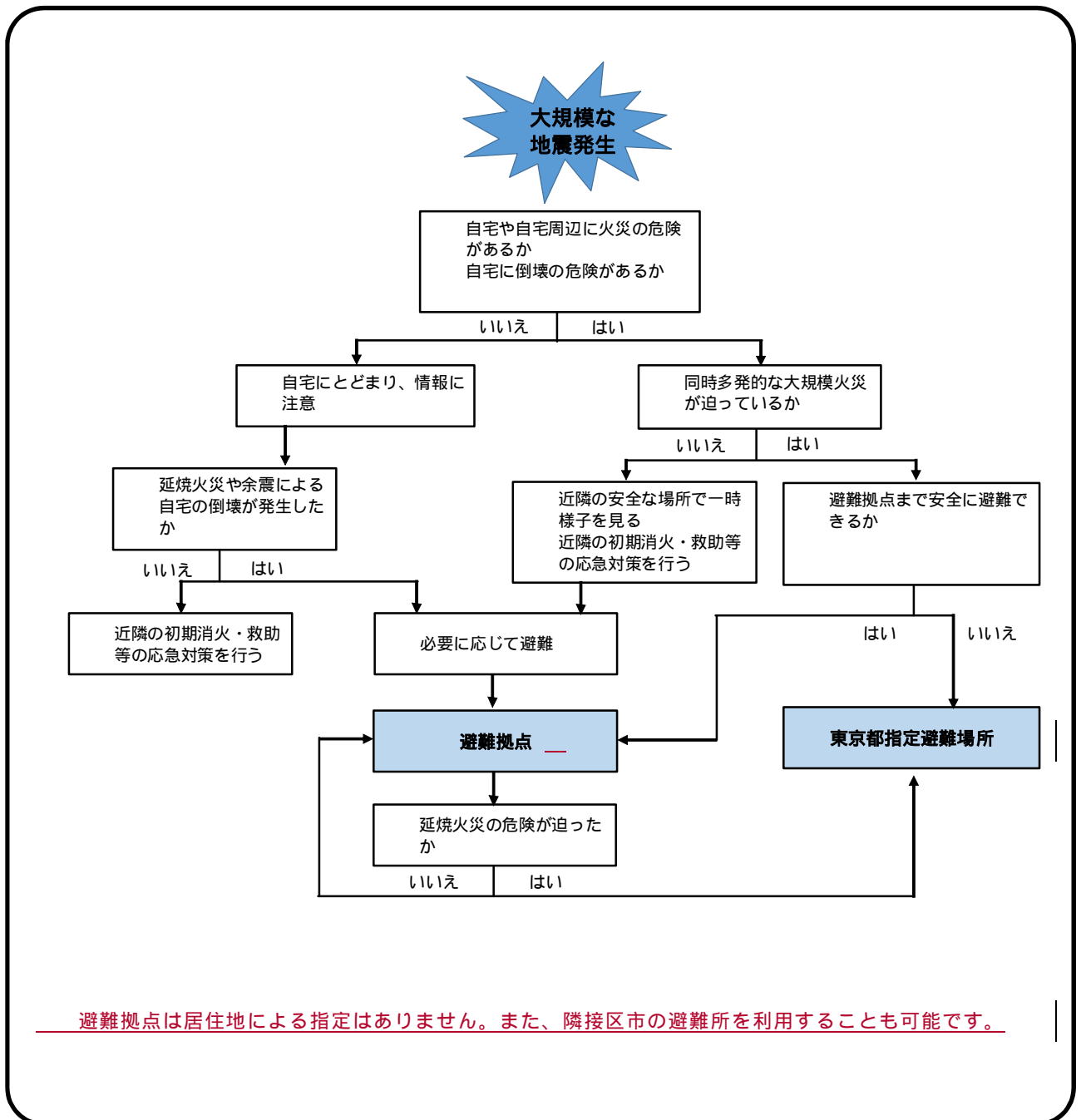
第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

第1節 避難者対策

住民の避難に備えて事前に対策をたて、大規模地震の発生時には、区は速やかに避難拠点を開設し、円滑に避難者を誘導し、受入れます。

応 急 対 策

第1款 避難行動【統括部】



を設置します。

エアコン、扇風機等の冷暖房機器の調達する仕組みを確保します。

トイレ環境の確保

断水や停電により、施設のトイレが使用できなくなったときに備え、携帯トイレや組立式トイレを備蓄しています。

屋外にトイレを設置する場合、性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保の観点に留意して、設置場所を検討します。

電源・通信環境の確保

現在備蓄しているガソリンを燃料とした発電機の補完として、事業者との協定により、LPガスで使用可能な発電機を調達します。

今後訓練等を実施することにより、具体的な活用方法を検討します。

避難拠点における通信環境の確保のため、全避難拠点にWi-Fiを整備しています。また、スマートフォン・携帯電話充電用として、他機種携帯対応型充電器を1拠点あたり1台備蓄しています。

衛生的な環境の確保（詳細は第4節を参照）

避難拠点での感染症を予防するため、マスク、アルコール消毒液等の物資の備蓄を進めています。

感染症の拡大防止を図りつつ、全ての避難者を受け入れるよう対応の仕方を検討しています。

避難生活にあたり、大量のごみが発生することが想定されることから、臨時のごみ集積場所の設置の設置を検討しています。

防犯対策

- 運営マニュアルに従い、定期的に避難拠点内を巡回警備するなど、盗難や性犯罪といった犯罪の防止対策を行います。

9 福祉避難所

避難拠点において特別な配慮を必要とする高齢者や障害者などを対象として開設するもので、区では、区内の福祉施設等を事前に指定しています。（令和2年4月12日現在：442か所）〔資料編 資料30-016 参照〕

避難拠点において特別な配慮を必要とする方がいた場合、避難拠点から災対本部に対し、福祉避難所での受け入れを要請します。

第3款 東京都指定避難場所【危機管理室、東京都都市整備局】

1 現況

東京都は特別区の区域を対象に、震災時に拡大する火災から都民を保護することを目的として、昭和47年から都立公園などを「避難場所」と

第2款 練馬区帰宅支援ステーションの指定【危機管理室】

地域の避難者も同時に受入れる避難拠点が、帰宅困難者の受入れによって過度の負担が生じないように、平成24年10月に、区立施設を新たに「練馬区帰宅支援ステーション」として指定しました。

練馬区帰宅支援ステーションは、乗降客数の多い駅周辺や、幹線道路沿いの区立施設のうち、一定の規模を持つ施設を指定しています。

指定施設	所在地
練馬文化センター	練馬一丁目17番37号
光が丘区民ホール	光が丘二丁目9番6号
生涯学習センター分館	高野台二丁目25番1号
石神井公園区民交流センター	石神井町二丁目14番1号
関区民ホール	関町北一丁目7番2号
勤労福祉会館	東大泉五丁目40番36号
区民・産業プラザ（Coconeri 3階）	練馬一丁目17番1号

第3款 一時滞在施設の指定【危機管理室】

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を概ね3日間受け入れる施設として、都立施設や民間施設と協定を締結し、「一時滞在施設」として指定しています。

令和2年4月現在、都立施設4か所、民間施設2か所の一時滞在施設が指定済みです（指定施設は下記のとおり）。

今後、乗降客の多い鉄道駅周辺を中心に一時滞在施設を拡充するため、事業者等への働きかけを行っていきます。

【都立施設】

指定施設	所在地
都立練馬高等学校	春日町四丁目28番25号
都立第四商業高等学校	貫井三丁目45番19号
都立練馬工業高等学校	早宮二丁目9番18号
都立光丘高等学校	旭町二丁目1番35号

【民間施設】

指定施設	所在地
ホテルカデンツァ光が丘	高松五丁目8番20号
トヨタモビリティ東京株式会社 練馬高野台店 練馬北町店	高野台四丁目22番20号 早宮二丁目18番26号

<u>谷原目白通り店</u>	<u>谷原一丁目2番3号</u>
<u>練馬貫井店</u>	<u>貫井五丁目18番3号</u>
<u>練馬関町店</u>	<u>関町南一丁目9番6号</u>
<u>練馬環七通り店</u>	<u>豊玉北三丁目16番17号</u>

第4款 防災関係機関との連携【危機管理室】

1 練馬区帰宅困難者対策協議会

東日本大震災の教訓を踏まえ、区では、災害時における帰宅困難者の発生抑制と徒歩帰宅者への適切な支援を実施するため、平成24年6月に、帰宅困難者対策に関する防災関係機関による練馬区帰宅困難者対策協議会を設置しました。

協議事項

- 協議会会員相互の緊急連絡体制に関すること
- 帰宅困難者の受入施設に関すること
- 帰宅困難者の避難誘導に関すること
- 帰宅困難者への情報提供に関すること
- 帰宅困難者対策訓練の企画および実施に関すること
- 上記に掲げるもののほか、帰宅困難者対策に関すること

構成団体

- | | |
|---------|---|
| ・練馬区 | |
| ・区内各警察署 | 練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署 |
| ・区内各消防署 | 練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署 |
| ・鉄道事業者 | 東京都交通局、西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株) |
| ・バス事業者 | 東京都交通局、西武バス(株)、国際興業バス(株)、関東バス(株)、京王バス東(株) |
| ・道路管理者 | 東京都建設局第四建設事務所 |

2 「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」の策定

練馬区帰宅困難者対策協議会における協議を踏まえ、平成25年5月に練馬区の地域特性に基づいた「練馬区帰宅困難者対策協議会 基本的な考え方」策定しました（令和元年5月に修正）。今後は、必要に応じて内容の見直しを行います。この基本的な考え方を踏まえ、各関係者が役割分担のもとで緊密に連携した対策を実施することで、帰宅困難者の発生を抑制するとともに、帰宅困難者が発生した場合には円滑な帰宅支援を行い、混乱の防止を図ります。

がとれるよう、土砂災害警戒区域を指定しています。(土砂災害防止法第7条第1項)

さらに、土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制や建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所を増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止しています。(土砂災害防止法第9条第1項)

練馬区内では、平成29年3月に土砂災害警戒区域が6箇所、土砂災害特別警戒区域4箇所が指定されました。

さらに、平成30年5月には土砂災害警戒区域10箇所、土砂災害特別警戒区域8箇所が追加で指定されています。ました。その後、令和2年11月に旭町地区の一部の土砂災害警戒区域1箇所、土砂災害特別警戒区域1箇所が斜面对策工事(特定開発工事)により指定要件が消失したため、指定解除されました。

令和23年4月1日現在、区内では4615箇所の土砂災害警戒区域、4211箇所の土砂災害特別警戒区域が存在します。

なお、平成28年3月および平成30年5月に板橋区で成増一丁目の一部が土砂災害警戒区域に指定され、その所在地の一部である旭町三丁目が指定区域に含まれています。

〔資料編 資料30-030参照〕

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村に対して東京都と気象庁が共同して発表する情報で、平成20年2月1日から運用が開始されました。

発表される情報

土砂災害警戒情報は、気象庁が提供する降雨予測等を利用して土砂災害の危険度を判断した結果に基づいて、大雨警報発表後に、区市町村単位に発表されます。

また補足情報として、都内を1km四方に区切った範囲毎の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が防災無線ファクスおよびDISを通じて都から送付されます。

発表方法

都は区に対して、防災無線ファクス、DIS、ホットライン、ホットメール等の手段を通じて伝達します。また、区は区民に対して、テレビ・ラジオ等の報道機関や携帯各社のサービス(ヤフー防災速報など)を通じて発表します。

区は、都からの土砂災害警戒情報の伝達を受けた場合は、区ホームページ、ねりま情報メール等を使用して区民へ周知します。

ート、間仕切り、感染症対策物品（マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液等）などです。

24時間後も避難生活が続き、長期化した場合は、必要物資を集中備蓄倉庫から追加で搬入します。

3 避難所の環境整備

風水害時の避難所についても、地震の際に開設される避難拠点と同様に内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組み指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら環境整備に努めます。

環境整備にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対しては十分な配慮を行います。

なお、環境整備について配慮する主な視点は以下のとおりです。

- 避難者のプライバシーの確保
- 避難スペースの暑さ、寒さ対策
- 電源および通信環境の確保
- 室内の衛生環境の確保

4 避難所の感染症防止対策等

~~避難所には、多くの区民が集まることが想定されることから、避難所内での感染症防止対策が必要となります。~~

~~区では、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策をマニュアル化し、対応を徹底します。~~

感染防止に資する避難行動の住民周知

避難所における過密抑制のため、避難行動に関して、以下のことを区民へ周知します。

水害ハザードマップで自宅が避難すべき地域なのかどうか確認する。

2階以上への垂直避難も検討し、避難が不要な場合は自宅に留まること。

安全な場所にある親戚や知人宅への避難を検討しておくこと。

ただし、自宅に留まる場合も、危険を感じたら避難を開始します。

避難所における対策

多くの避難者が避難してくる避難所では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を行いながら、避難所を運営する必要があります。そのため、感染症対策をマニュアル化し、避難所における感染症対策に取り組みます。

主な対策は下記のとおりです。

過密抑制

避難者を分散させるために、通常開設するよりも多くの避難所を開

設する。

~~受付時や避難スペースでは、避難者（世帯）間の間隔を可能な限り十分確保する。~~

~~窓、扉を開ける等、定期的な換気を行う。~~

感染症対策

~~避難所では、健康者用スペースと、咳・熱症状者用スペースを区分けする。また、トイレや動線は可能な限り分ける。~~

~~咳・熱症状者用のスペースでは、必ず避難所用屋内テント・パーティション間仕切りを使用し、避難者相互の飛沫感染を予防する。~~

~~避難所の受付時に、受入者の検温や症状の確認し、健康者と咳・熱症状を振り分ける。~~

~~受付の前に、受入者の検温・体調確認し、咳・熱症状者と健康者を振り分ける。~~

~~避難者には、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策をする。~~

~~避難者の接触機会が多いドアノブ等を定期的に消毒する。~~

~~定期的な消毒や清掃をする。~~

~~感染者が出たときに備え、受付時に氏名、電話番号の提出を求める。~~

~~感染者が出た際は、受付時に提出を求めている氏名、電話番号を活用する。~~

運営従事者の体制

~~避難所運営従事者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策をする。~~

~~受付、咳・熱症状者の対応、消毒作業をする際には、マスク、手袋、フェイスシールド等を必要に応じて着用する。~~

~~従事者は、マスクの着用、手洗い、手指消毒等基本的な感染症対策の他、咳・熱症状者用スペースでは、必要に応じてフェイスシールド、手袋等を装備し対応する。~~

~~咳・熱症状者への食事の提供は、直接触れない運用とする。~~

~~避難所での感染症対策について対応するため、本部に保健師を配置する。~~

その他

~~感染症拡大防止や人権に関する啓発をする。~~

~~在宅避難、避難時に持参するものを周知する。~~

第4款 隣接自治体との連携【危機管理室】

居住する地域により、区が開設した避難所に避難するよりも、隣接区市の避難所に避難した方が近い、あるいは安全な場合があります。そのため、区